

議会議案第1号

令和6年能登半島地震の災害復興支援を求める意見書

本年1月1日に最大震度7を観測した、令和6年能登半島地震は県下全域に大きな被害をもたらした。特に、能登地方の被害は甚大であり、200名以上の尊い命が失われ、住宅被害は7万棟を超え、いまだ多数の安否不明者がいる上、避難者は1万名以上となっている。

災害直後から、救助、道路啓開、人的支援、プッシュ型の物資輸送など、国を挙げた支援により状況は改善しつつあるが、いまだライフラインが十分に回復していない。

本県では、「石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部」を設置し、インフラの早期復旧、被災者の生活再建、医療・福祉の提供、農林水産業、伝統産業、観光産業などのなりわいの再建など、被災地の創造的復興に向け、最大限の努力をしているところである。

国においても、本災害の激甚災害への指定などにより、早期復旧を後押ししていただいているものの、今後も必要となる復旧・復興に向けた対応を踏まえ、到底、現行の国庫補助制度や地方財政制度の下では予算編成ができず、災害復興が行えない。また、市町は県よりも更に脆弱な財政基盤である。

今後、地方自治体が財政面で安心感を持って復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、こうした実情等を踏まえ、能登地方を始めとした被災地が一日も早く創造的復興を成し遂げるため、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置、人的支援の強化、仕事・雇用の確保など、「できることは全てやる」という考え方の下、これまでの枠にとられない措置を講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年2月22日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
農林水産大臣	
経済産業大臣	
国土交通大臣	
環境大臣	
内閣府特命担当大臣(防災)	
警察庁長官	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第2号

令和6年能登半島地震からの創造的復興に関する決議

本年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震は県下全域に大きな被害をもたらした。

多くの尊い命を奪い、道路網の寸断や電気、水道、通信網などのライフラインの途絶など想像を絶する壊滅的な被害によって、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされている。

このような状況の中、県職員を始め市町職員が不眠不休で災害対応に取り組み、また、自衛隊や全国の消防、警察、医療関係者が発災直後から被災地に入り、人命救助や被災者支援など、困難な仕事に身を投じている。

また国、全国の地方自治体、多くのボランティアの方々、そして世界各国からも多大なる支援を頂いている。これら多くの支援と善意に対して、心より感謝と敬意を表するものである。

能登に住み続けることができる希望をつくり、一日も早く創造的復興を成し遂げるため、今、県民一人一人ができることは何かを考え、石川県が一つになり、力を結集していくことが大切である。

よって、本県議会は、被災者の救済と今般の未曾有の大災害からの創造的復興へ被災住民の思いを大切に最大限の努力を傾注し、一日も早い県民生活の安定に取り組んでいくことを誓う。

以上、決議する。

令和6年2月22日

石川県議会

議会議案第3号

災害救助法における福祉の位置付けの明確化を求める意見書

近年、地震や台風、豪雨等の大規模災害が多発している中、本年1月1日に最大震度7を観測した令和6年能登半島地震は県下全域に大きな被害をもたらした。特に、能登地方の被害は甚大であり、200名以上の尊い命が失われ、住宅被害は7万棟を超え、いまだ安否不明者がいる上、避難者は1万名以上となっている。

大規模災害の発生時において、高齢者や障害者といった要配慮者を始めとする被災者に対する福祉関係者の支援は、被災者の生命や健康を守り、生活を再建するために不可欠なものとなっている。

しかしながら、医療や助産支援と異なって、災害時の福祉支援については災害救助法上の位置付けが明確になっていないこともあり、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による福祉支援や都道府県の相互応援が適切に実施される環境はいまだ整っていないのが現状である。

よって、国におかれては、災害時における福祉支援の充実のため、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

- 1 災害救助法第4条第1項に「福祉サービス（介護を含む。）の提供」を規定し、災害時における要配慮者への福祉支援が、災害救助の一つであることを明確化すること。
 - 2 同法第7条第1項の「救助に関する業務に従事させることができる」者として「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費全てについて、災害救助費からの支弁を可能にすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月11日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣（防災）	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第4号

保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子供を産み育てることができる社会の実現が強く求められており、子供の健やかな成長を支えるためには、質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要であり、現在、保育現場では、日々、未来を担う子供が健やかに育つために保育サービスを提供しているところである。一方、国も処遇改善を図っているものの、保育士等は、職責に見合う賃金となっておらず、全産業平均との賃金格差が依然として大きく、保育士不足が更に深刻化することが懸念される。

こうした中、国においては、「こども未来戦略」を昨年12月に閣議決定し、その中で、職員配置基準について、1歳児及び4・5歳児の配置基準の改善と、民間給与動向を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を進めることが盛り込まれた。

保育業務は、今まで以上に子供や保護者と丁寧に関わることが求められており、業務が多忙化する中で、保育現場からも配置基準の見直しと、それに合わせた人材確保及び定着に向けた処遇改善を求める声は多い。

よって、国におかれては、「こども未来戦略」に基づく、保育士等の配置基準の見直し、民間給与動向等を踏まえた保育士等の賃金水準の引上げ等更なる処遇改善について、いち早く取り組むよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月11日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣(少子化対策)	
内閣官房長官	

石川県議会

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

義務教育諸学校では、学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、生きた教材である給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱の一つとなっている。

文部科学省による平成29年度の「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、全国1,740自治体のうち、何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは506自治体あり、そのうち小中学校ともに無償化を実施しているのは76自治体にとどまっている。

こうした中、少子化対策の実現に向け、国が昨年12月に閣議決定した「こども未来戦略」においては、「学校給食費の無償化を実施する自治体の成果・課題や学校給食の実態調査を行う」と明記され、文部科学省は全国の小中学校の学校給食の実態調査を始めたところである。

学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、学校給食は自治体の方針に左右されず無償で実施すべきものである。また、物価高騰が家計に深刻な影響を与える中、子育て世帯の負担軽減の観点からも学校給食の無償化を求める声が高まっている。

よって、国におかれては、学校給食の無償化を実現するため、財源の確保や学校給食法の改正を含め、必要な制度を構築するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月11日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）
内閣官房長官

} あて

議会議案第6号

若者のオーバードーズ防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となっている。実際、市販薬のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加した報告や、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

2020年の国立精神・神経医療研究センターの調査では、10代の薬物依存症患者の主な薬物については、市販薬が56.4%を占めている。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は60人に1人と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こし、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいと同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって、国におかれては、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、下記の事項を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 濫用のおそれがある医薬品の市販薬を販売する際、購入者が子供である場合は、副作用などの説明を必須とすること。
- 2 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務付け、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 濫用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置付け、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月11日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
孤独・孤立対策担当大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

議会議案第7号

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの推進 を求める意見書

社会を持続可能なものとするには、現在の大量生産から大量廃棄を生む経済から、廃棄される製品や原材料などを資源と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換が必要である。

その中でも、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要な手段であるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献するものである。

実際に、先進的な取組を進める地方自治体が現れ始めており、地域特性や産業をいかした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、地方自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域の課題を解決するとともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

よって、国におかれては、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のために、下記の事項を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する取組への支援を拡充すること。
- 3 地方自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月11日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
経済産業大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

なりわいの再建に向けた支援の拡充を求める意見書

本年1月1日に最大震度7を観測した「令和6年能登半島地震」は県下全域に大きな被害をもたらした。多くの尊い命を奪い、道路網の寸断や電気、水道、通信網などのライフラインの途絶など想像を絶する壊滅的な被害によって、今なお多くの方が避難生活を余儀なくされている。

こうした中、国が決定した被災者支援の政策パッケージは、なりわい再建策として中小企業の施設復旧に対する最大15億円の補助を始め、農林漁業の再建支援や商店街再生、観光振興、雇用調整助成金の特例措置などが盛り込まれた。新たに、伝統的工芸品産業を再生するための災害支援枠を設け、道具や原材料の費用を補助する一方で、施設復旧の補助金や雇用調整助成金の特例措置については、過去の災害の支援事業がベースとなっている。

被災した中小企業・小規模事業者は、原油価格・物価高騰の影響により、極めて厳しい経営を迫られていた中、一昨年、昨年、そして今回と連続して大きな地震に見舞われ、先の見通しが立たない事業者も多く、懸命に立ち上がろうとしていた方々は再起への意欲を失いかねない状況である。現行の支援パッケージでも、行き届かない部分も多くあり、仕事を失った被災者は地元にとどまるか、職を求めて離れるかの選択を迫られている。地元での働き手が減れば、なりわいの再建も難しくなる。

よって、国におかれては、こうした実情等を踏まえ、なりわいの再建に向け、雇用調整助成金の更なる拡充など、被災者が希望を見いだせるよう、これまでの枠にとらわれることなく支援の拡充を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月11日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
内閣官房長官		